

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月23日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者
住 所 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地
氏 名 芳賀町長 大関 一雄
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 028(677)6021

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	芳賀町水処理センター
事業場の所在地	栃木県芳賀郡芳賀町大字上延生1220番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道処理施設維持管理業(3631)
②事業の規模	年間流入水量351,211m ³ (令和4年度)
③従業員数	5人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排 出 量	13,047 t	t
	(これまでに実施した取組) 公共下水道供用区域の整備を行っており、接続人口が増加しているため、排水量は増加傾向にあるが、OD法を用いた処理法により汚水を微生物で分解し、きれいな水と汚泥に分別し排水量抑制を図っている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排 出 量	16,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も接続人口の増加による汚泥発生量は増加見込みであるが、処理の過程で汚泥排出量を削減する努力を継続していく。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	13,047 t	t
	(これまでに実施した取組) 13,047 tを脱水処理し12,844 t減量化した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	15,700 t	t
	(今後実施する予定の取組) 下水汚泥16,000 tを脱水処理し15,700 t減量化する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	全 処 理 委 託 量	203 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	203 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 脱水処理した汚泥を栃木県資源化工場へ搬出し、焼却・熔融後安全なエコスラグを製造し建設資材等としてリサイクルしている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	全 処 理 委 託 量	3 0 0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3 0 0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も脱水処理した汚泥を栃木県資源化工場へ搬出し、焼却・熔融後安全なエコスラグを製造し建設資材等としてリサイクルする。</p>		
※事務処理欄			

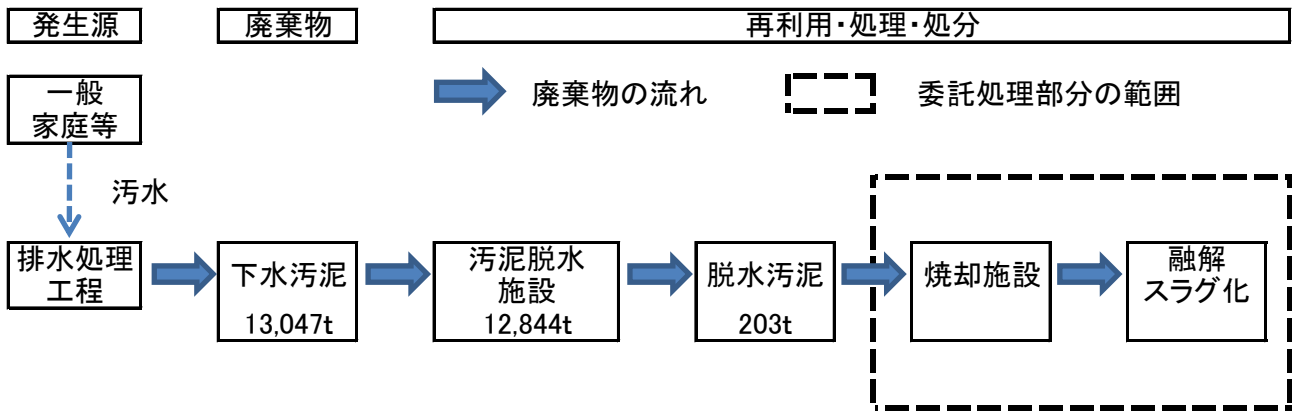
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

【当該事業場において行っている事業に関する事項】

産業廃棄物の一連の処理の工程(廃棄物処理フロー図)



※数値は前年度実績

別紙2

【産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項】

管理体制図

総括責任者		所 属：芳賀町建設産業部建設課 職名：課長
廃棄物担当		所 属：芳賀町建設産業部建設課 組織名：下水道係 職名：係長 組織人数：4人
役割	総括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物担当係長	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設)の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物処理施設維持管理委託業者の選定及び管理 ○委託契約の締結 ○監督官庁への各種報告 ○職員に対する教育、啓発 ○その他関係する事項